

○金融庁告示第八十一号

ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ  
り、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九  
条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第  
一項第一号に定める外国保険会社等の商号の変  
更）があつたので、同法第百八十九条の規定に基  
づき、次のとおり告示する。

平成二十二年七月十五日

金融庁長官 三國谷勝範

外国保険会社等の商号

ジェネラル・リインシュ  
アランス・エイジイ

（旧商号）ケルニツ

シユ・ルツクヴェルシ

シエ・ルツクヴェルシ

シヤフト・エイジイ